

【様式1】

平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
督促手続オンラインシステム用IDC等の原状復帰(撤去)作業	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局 経理局長 小池 裕 東京都千代田区隼町4-2	H22.1.15	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 2-3-2	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 本契約は、賃貸借期間満了後のIDC内通信ケーブル等を撤去する現状復帰作業契約を締結するもので、各種撤去作業は、IDCのセキュリティ等の観点から契約相手方である施設管理者以外の作業実施が許容されていない。よって、相手方以外との契約ができず競争を許さないため。	2,349,480	2,338,980	99%	-	IDCのセキュリティ等の観点から、契約相手方である施設管理者以外の作業実施が許容されていないため。	なし(平成21年度で終了)	

【様式1】

平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの（追加公表分）

（府省名：最高裁判所）

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
さいたま地方裁判所越谷支部等庁舎機械警備委託	支出負担行為担当官 さいたま地方裁判所長 寺田逸郎 さいたま市浦和区高砂 3-16-45	H21.4.1	総合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1- 6-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 一般競争入札により 平成19年4月1日から平 成24年3月31日までの5 年間の総価で入札を行 ったものである。平成 21年度の契約は3年目 の契約となる。	-	1,462,860	-	-	平成19年度において5年間 使用することを前提として経 済性も考慮した上で競争をし ており、平成21年度はその 期間内であるため。	平成24年度	
水戸地方裁判所下妻支部外 10庁の機械警備等業務委託	支出負担行為担当官 水戸地方裁判所長 加藤新太郎 水戸市大町1-1-38	H21.4.1	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前 1-5-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 機器設置費用のほか に5年間の警備委託料を 含めた価格により入札 を行ったため。	-	1,873,200	-	-	平成19年度において5年間 使用することを前提として経 済性も考慮した上で競争をし ており、平成21年度はその 期間内であるため。	平成24年度	
機械警備委託業務	支出負担行為担当官 前橋地方裁判所長 岡田雄一 前橋市大手町3-1-34	H21.4.1	セコム上信越(株) 新潟市中央区新光町 1-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 一般競争入札により 平成19年4月1日から平 成24年3月31日までの5 年間の総価で入札を行 ったものである。平成 21年度の契約は3年目 の契約となる。	-	1,159,200	-	-	平成19年度において5年間 使用することを前提として経 済性も考慮した上で競争をし ており、平成21年度はその 期間内であるため。	平成24年度	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
乾式複写機の保守業務	支出負担行為担当官 前橋地方裁判所長 岡田 雄一 前橋市大手町3-1-34	H21.4.1	(株)前橋大気堂 前橋市本町2-2-16	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 機器の一般競争入札 において保守料を含めた 総価契約としたため。	-	1,418,870	-	-	次回更新時までの保守料を踏 まえて競争を行ったため。	なし(平成21年度で終了)	単価契約
乾式複写機保守業務	支出負担行為担当官 東京家庭裁判所長 門口 正人 東京都千代田区霞が関 1-1-2	H21.4.1	キヤノンマーケティング ジャパン(株) 東京都港区港南2-16- 6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本契約の対象機は、 平成19年度から5年間の 保守契約を前提に入札 により導入されたもの であり、本年は保守契 約期間内であるため。	-	1,131,631	-	-	次回更新時までの保守料を踏 まえて競争を行ったため。	平成24年度	単価契約
乾式複写機保守業務	支出負担行為担当官 東京家庭裁判所長 門口 正人 東京都千代田区霞が関 1-1-2	H21.4.1	コニカミノルタビジ ネスソリューション ズ(株) 東京都中央区日本橋 本町1-5-4	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本契約の対象機は、 平成20年度から5年間の 保守契約を前提に入札 により導入されたもの であり、本年は保守契 約期間内であるため。	-	1,005,505	-	-	次回更新時までの保守料を踏 まえて競争を行ったため。	平成25年度	単価契約

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
コピー機賃借及び保守	支出負担行為担当官 佐賀地方裁判所長 服部 悟 佐賀市中の小路3-22	H21.4.1	㈱チワタ 佐賀市若宮3-1-16	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 機器の契約時に保守 契約も締結することを 前提としているため、 納入業者以外の業者が 保守を請け負うことは できない。	-	1,128,614	-	-	次回更新時までの保守料を踏 まえて競争を行ったため。	平成22年度	単価契約
コニカミノルタ製乾式複写 機の賃借及び保守業務	支出負担行為担当官 那覇地方裁判所長 亀川 清長 那覇市樋川1-14-1	H21.4.1	コニカミノルタビジ ネスソリューション ズ㈱ 東京都中央区日本橋 本町1-5-4	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 機器本体のリース時 に、次回更新次期まで の保守料等を含めた経 済性を考慮して調達し ており、いずれの機器 も更新時期でない。	-	1,228,450	-	-	次回更新時までの保守料を踏 まえて競争を行ったため。	平成23年度	単価契約
秋田地方裁判所大曲支部他 庁舎機械警備委託業務	支出負担行為担当官 秋田地方裁判所長 河村 吉晃 秋田市山王7-1-1	H21.4.1	セコム㈱ 東京都渋谷区神宮前 1-5-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 平成20年度に、向こ う5年間契約を継続す ることを前提に一般競争 入札を行い、その落札 した相手方と契約して いる。 なお、1年単位で4 回まで更新することが でき、今回は更新1回 目に該当する。	-	2,257,920	-	-	平成20年度において5年間 使用することを前提として経 済性も考慮した上で競争をし ており、平成21年度はその 期間内であるため。	平成25年度	

【様式2】

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宇都宮地家簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局 経理局長 小池 裕 東京都千代田区隼町4-2	H22.1.22	安藤建設(株) 東京都港区芝浦3-12-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,105,500	4,105,500	100%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
最高裁中野宿舍新営工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局 経理局長 小池 裕 東京都千代田区隼町4-2	H22.2.15	(株)片山組 東京都新宿区新宿6-22-13	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	17,923,500	17,850,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
最高裁東北沢宿舍解体等工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局 経理局長 小池 裕 東京都千代田区隼町4-2	H22.2.18	大木リフォーム㈱ 東京都千代田区岩本町2-1-16	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,817,500	9,765,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
大津地家簡裁庁舎耐震改修工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局 経理局長 小池 裕 東京都千代田区隼町4-2	H22.3.3	㈱熊谷組 東京都新宿区津久戸町2-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	13,755,000	13,629,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
熊本地家裁八代支部庁舎新営建築工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局 経理局長 小池 裕 東京都千代田区隼町4-2	H22.3.31	㈱錢高組 大阪府西区西本町2-2-11	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	50,011,500	49,350,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
水戸地家裁判所内部改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.1.14	㈱関根工務店 水戸市常磐町2-3-17	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	3,444,000	3,360,000	97%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	記1.(2) □	
さいたま地家裁判所川越支部庁舎耐震改修等工事第5回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.1.21	飛鳥建設㈱ 東京都千代田区三番 町2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	12,988,500	12,915,000	99%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	記1.(2) □	
水戸地家裁判所龍ヶ崎支部庁舎改修建築等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.1.25	幸武建設㈱ 茨城県神栖市神栖4- 5-31	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	5,155,500	5,145,000	99%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
千葉地家裁一宮支部庁舎改修建築等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.5	㈱イズミ・コンストラクション 東京都中央区日本橋 小網町1-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	9,649,500	9,555,000	99%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一 体として発注するこ とにより、現場管理 費等の諸経費の節減 を図ることができ るなど、現に契約履 行中の工事に直接関 連する契約として、 現に履行中の契約者 に履行させた方が有 利であるため。	記1.(2) □	
東京家簡裁合同庁舎他1庁内部改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.23	猪又建設㈱ 新潟県糸魚川市大町 1-6-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一 体として発注するこ とにより、現場管理 費等の諸経費の節減 を図ることができる など、現に契約履行 中の工事に直接関連 する契約として、現 に履行中の契約者に 履行させた方が有利 であるため。	2,656,500	2,625,000	98%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一 体として発注するこ とにより、現場管理 費等の諸経費の節減 を図ることができ るなど、現に契約履 行中の工事に直接関 連する契約として、 現に履行中の契約者 に履行させた方が有 利であるため。	記1.(2) □	
東京高地簡裁合同庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.25	第一工業㈱ 東京都千代田区丸の 内3-3-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一 体として発注するこ とにより、現場管理 費等の諸経費の節減 を図ることができる など、現に契約履行 中の工事に直接関連 する契約として、現 に履行中の契約者に 履行させた方が有利 であるため。	22,638,000	22,575,000	99%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一 体として発注するこ とにより、現場管理 費等の諸経費の節減 を図ることができ るなど、現に契約履 行中の工事に直接関 連する契約として、 現に履行中の契約者 に履行させた方が有 利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
新潟地家裁高田支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.25	㈱守谷商会 長野市南千歳町878	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	52,920,000	52,920,000	100%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	記1.(2) □	
宇都宮地家裁足利支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.25	東武建設㈱ 栃木県日光市大桑町 138	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	29,788,500	29,715,000	99%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	記1.(2) □	
中之条簡裁庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.15	㈱マルセ建設工業 埼玉県本庄市東台3- 1-26	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	4,399,500	4,305,000	97%	-	本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注すること により、現場管理費等 の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工 事に直接関連する契 約として、現に履行 中の契約者に履行さ せた方が有利である ため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
水戸地家裁下妻支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.23	(株)三共建設 茨城県つくば市春日 2-24-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注することに より、現場管理費等の 諸経費の節減を図るこ とができるなど、現に 契約履行中の工事に直 接関連する契約とし て、現に履行中の契約 者に履行させた方が有 利であるため。	6,646,500	6,615,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
新潟地家裁長岡支部宮内町 宿舍改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局 長 安 浪 亮 介 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.3.12	渡長建設(株) 新潟県長岡市下々条 1-501-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 であり、原契約と一体 として発注することに より、現場管理費等の 諸経費の節減を図るこ とができるなど、現に 契約履行中の工事に直 接関連する契約とし て、現に履行中の契約 者に履行させた方が有 利であるため。	16,516,500	16,485,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
京都地家裁宮津支部庁舎改 修機械設備等工事第2回設 計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局 長 古 財 英 明 大阪市北区西天満2-1- 10	H22.2.17	明和管工業(株) 京都市南区吉祥院池 ノ内町1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注するこ とにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	5,092,500	5,040,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
甲賀簡裁庁舎外部改修工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局 長 古 財 英 明 大阪市北区西天満2-1-10	H22.3.11	八田建設(株) 滋賀県高島市勝野 202-3	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	2,583,000	2,520,000	97%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
神戸地家裁洲本支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局 長 古 財 英 明 大阪市北区西天満2-1-10	H22.3.23	淡路土建(株) 兵庫県洲本市桑間706	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	19,120,500	19,005,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
大阪高地簡裁庁舎内部改修工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局 長 古 財 英 明 大阪市北区西天満2-1-10	H22.3.26	(株)熊谷組 東京都新宿区津久戸 町2-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	5,796,000	5,670,000	97%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
富山地家簡裁庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.1.8	松村物産㈱ 金沢市広岡2-1-27	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,008,500	4,987,500	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
瀬戸簡裁庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.2.10	榊原建設㈱ 愛知県一宮市北園通2-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,378,500	4,357,500	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
小浜簡裁庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.2.16	㈱あめりか屋 福井県敦賀市長沢13-13-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,688,000	2,677,500	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
金沢地家裁七尾支部庁舎新営建築工事第4回設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.2.25	松井建設(株)北陸支店 金沢市神谷内町二110	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,397,000	5,355,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
津地家裁伊勢支部庁舎新営建築工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.2.24	鉄建建設(株)名古屋支店 名古屋市中村区名駅1-1-4	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	78,151,500	77,994,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
津地家裁伊勢支部庁舎新営機械設備工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.2.24	浦安工業(株)名古屋支店 名古屋市中区栄1-2919	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,626,000	10,605,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
津地家裁伊勢支部庁舎新嘗電気設備設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.2.24	明良工業(株) 大阪府東大阪市新開2-6-26	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	17,913,000	17,850,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
富山地家簡裁庁舎機械設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.2.26	松村物産(株) 金沢市広岡2-1-27	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,762,500	10,741,500	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
名古屋高地裁判庁舎法廷等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.3.12	ヒノキブン(株) 名古屋市西区名西1-16-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,229,000	5,197,500	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
名古屋高地裁判庁舎電気設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局 局長 白井幸夫 名古屋市中区三の丸1-4-1	H22.3.12	名古屋平和電工(株) 名古屋市中村区森末町4-115	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,614,500	2,593,500	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
岡山地裁大安寺共同宿舍改修工事	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局 局長 細田啓介 広島市中区上八丁堀2-43	H22.1.28	(株)エステートセイワ 岡山市北区花尻みどり町3-108	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,263,000	4,200,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
山口地家裁岩国支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局 局長 細田啓介 広島市中区上八丁堀2-43	H22.2.18	錦建設(株) 広島市中区国泰寺町2-5-4	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,176,500	4,725,000	91%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡地家裁久留米支部庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局 長 平 田 豊 福岡市中央区城内1-1	H22.3.5	金子建設(株) 福岡県久留米市東櫛原町487	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,928,050	3,885,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
福岡高地簡裁庁舎内部改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局 長 平 田 豊 福岡市中央区城内1-1	H22.3.10	榊梅の木建設 福岡市南区塩原3-19-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,118,500	3,045,000	97%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	
長崎家裁庁舎改修建築工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局 長 平 田 豊 福岡市中央区城内1-1	H22.3.11	榊梅村組 長崎県佐世保市福石町20-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,284,000	4,200,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
秋田地家裁大曲支部庁舎外壁等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.2.5	㈱大和組 秋田県横手市平和町10-30	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	11,917,500	11,865,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
山形地家裁庁舎内部改修工 事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.2.10	㈱千歳建設 山形市富神台15	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	5,365,500	5,355,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
山形地家裁酒田支部庁舎耐 震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.2.10	㈱エム・テック山形 支店 山形市香澄町2-8-18	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	21,598,500	21,525,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
鯉ヶ沢簡易裁判所庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.2.26	㈱阿部重組 青森市本町1-7-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	5,943,000	5,880,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
野辺地簡易裁判所庁舎改修 工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.3.5	東北建設㈱ 青森県上北郡東北町 字塔ノ沢山1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	6,583,500	6,510,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
福島地家裁いわき支部庁舎 耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.3.8	飛鳥建設㈱東日本建 築支社 東京都千代田区三番 町2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	48,699,000	48,615,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
盛岡地家裁宮古支部庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.3.9	㈱佐々木組 岩手県一関市山目字 中野140-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	7,668,600	7,560,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
裁判所職員総合研修所仙台分室耐震等改修工事	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局 長 三 角 比 呂 仙台市青葉区片平1-6-1	H22.3.10	㈱松村組東北支店 仙台市青葉区本町1- 13-22	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	5,701,000	5,680,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	
札幌地家裁小樽支部庁舎新営建築工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 札幌高等裁判所事務局 長 甲 斐 哲 彦 札幌市中央区大通西11	H22.3.5	伊藤組土建㈱ 札幌市中央区北4条西 4-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ 本件工事は設計変更 契約であり、原契約と 一体として発注する ことにより、現場管理費 等の諸経費の節減を図 ることができるなど、 現に契約履行中の工事 に直接関連する契約と して、現に履行中の契 約者に履行させた方が 有利であるため。	3,790,500	3,780,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、 原契約と一体として発注する ことにより、現場管理費等の 諸経費の節減を図ることが できるなど、現に契約履行中 の工事に直接関連する契約と して、現に履行中の契約者に 履行させた方が有利であるた め。	記1.(2) □	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
札幌地家裁小樽支部庁舎新営機械設備工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 札幌高等裁判所事務局 長 甲斐哲彦 札幌市中央区大通西11	H22.3.11	新菱冷熱工業(株) 東京都新宿区四谷2-4	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,522,350	4,305,000	95%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)口	
新判例体系公法編(532号)ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局 経理局長 小池裕 東京都千代田区隼町4-2	H22.3.5	新日本法規出版(株) 名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	-	3,092,145	-	-	当該物品は、加除式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2)二 (二)	